

国土交通省組織令等の一部を改正する政令要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

- 一 総合政策局に公共交通政策部を置くこと。  
(第四条関係)
- 二 総合政策局に官民連携推進課等を置くこと。  
(第三十七条から第六十一条まで関係)
- 三 国土政策局を置くこと。  
(第五条関係)
- 四 土地・建設産業局を置くこと。  
(第六条関係)
- 五 都市局を置くこと。  
(第七条関係)
- 六 水管理・国土保全局を置くこと。  
(第八条関係)
- 七 住宅局に安心居住推進課を置くこと。  
(第一百七十八条関係)
- 八 自動車交通局の名称を自動車局に変更し、同局技術安全部を廃止すること。  
(第十二条関係)
- 九 航空局に航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部を置くこと。  
(第十五条関係)
- 十 国際統括官を置くこと。  
(第十七条の二関係)
- 十一 その他、所要の規定の整備を行うこと。

第二 交通政策審議会令の一部改正

- 一 交通政策審議会の分科会の庶務を担当する課を変更すること。  
(第九条関係)

第三 国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正

- 一 国土交通省独立行政法人評価委員会の庶務を担当する課を変更すること。  
(第九条関係)

第四 この政令は、公布の日から施行するものとする。  
(附則第一条関係)

第五 関係政令について所要の整備を行うものとする。  
(附則第二条から第九条まで関係)